

新たな都市計画区域マスタープラン（案）について

都市計画課

1 要旨

本県が策定を進めている、新たな都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マスタープラン」）について、パブリックコメントの意見に対する県の考え方、対応方針を整理した。

また、これまでに本委員会で示した区域マスタープラン（素案）に対し、新たな社会資本未来プラン（素案）と整合を図るなどの修正を行い、広島県都市計画審議会へ諮問するための案として取りまとめた。

2 パブリックコメントの対応

募集期間：令和2年9月23日（水）～令和2年10月23日（金）

結果：4名から8件の意見が提出された。

意見の内容と県の考え方、対応方針は別紙のとおり。

なお、意見に対する本文の修正はない。

3 新たな社会資本未来プラン（素案）との整合

区域マスタープラン第5章第2節「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の記載内容について、新たな社会資本未来プラン（素案）と整合を図った。

4 今後の予定

区域マスタープラン（案）について、都市計画法の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供するとともに、市町への意見聴取、都市計画審議会への諮問・答申により案として確定し、国土交通大臣の同意を受けたのち、令和3年3月を目途に策定する。

○案の縦覧

縦覧期間：令和3年1月19日（火）～令和3年2月2日（火）

閲覧場所：県ホームページ、県都市計画課及び市町の窓口

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/01190202.html>

意見書の提出方法：県都市計画課へ郵送または持参（2月2日必着）

【添付資料】

資料1 広島圏域都市計画マスタープラン（案）

資料2 備後圏域都市計画マスタープラン（案）

資料3 備北圏域都市計画マスタープラン（案）

【参考】

1 区域マスタープランの位置づけ

広島県総合計画及び、広島県都市計画制度運用方針を上位計画とし、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域における区域区分*の設定、主要な都市計画の決定の方針など、都市計画の基本的な方針を県民に示すとともに、各市町が行うまちづくりに反映していく。

※市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き

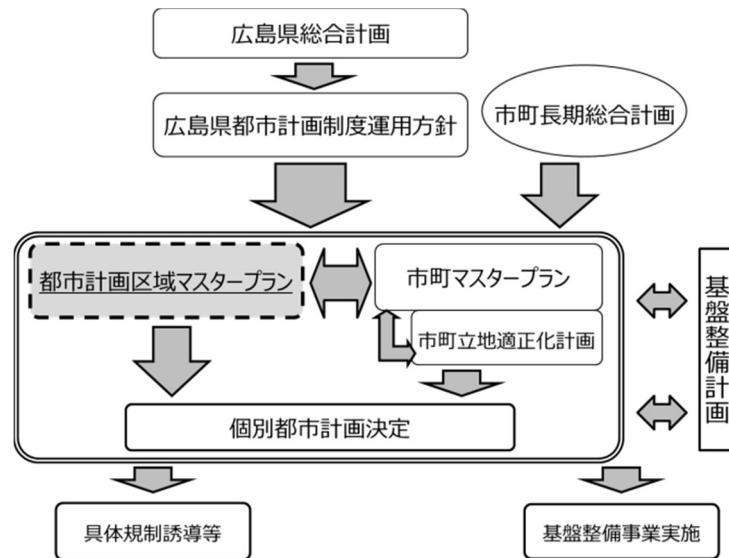


図 区域マスタープランの位置づけ

2 新たな区域マスタープランの内容

(1) 目標年次

令和12年（概ね20年後の将来を見据えつつ、今後10年間の都市計画の目標を示す）

(2) 要点

ア コンパクト+ネットワーク型の都市

- ・人口減少社会において日常生活サービスを効率的に享受できる集約型都市構造の形成
- ・災害リスクの高い区域に立地した居住を安全で利便性の高いエリアへと誘導
- ・集約された拠点の多様なサービスを楽しむために拠点間を結ぶネットワークの強化

イ 安全・安心を基本に、活力と魅力に満ちあふれた都市

- ・総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる都市づくり
- ・イノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成
- ・転出の抑制やU I Jターンの拡大に向け、「都市と自然の近接性」を活かした大都市圏にはない広島らしいゆとりと魅力あるまちづくりの推進

ウ デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会

- ・データと新技術を活用したまちづくり（スマートシティ化）
- ・新しい生活様式に対応したゆとりある空間の形成

○パブリックコメントでの意見とその対応

項目	意見の内容	県の考え方、対応方針
1 【全圏域】 水道民営化について	水道の民営化は実施すべきではない。最低限、命の水を守る為に外資の運営をさせてはならない。 諸外国で水道民営化は試みられたが、水道料金の高騰やサービスの低下をもたらすなど、ことごとく失敗し、再公営化されている。	水道は、県民の日常生活や社会経済活動に必要な不可欠なライフラインです。健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できるよう取り組んでまいります。
2 【全圏域】 スマートシティについて	スマートシティの導入に際しては、個人情報漏洩などのセキュリティ対策を最重要とするとともに、システムダウンによる経済活動等の混乱や電波による健康被害などのデメリットを考慮し検討すること。	現在、国によりスマートシティのセキュリティの在り方が検討されているとともに、電波の影響について見解が示されています。スマートシティ化に際しては、こうしたデメリットに関する情報も把握し、国・市町や事業者等の構築・運用に関わる多様な関係者間で情報共有しながら取り組んでまいります。
3 【東広島市都市計画区域】 50戸連たんの開発制度について	P91 主要な都市計画に関する方針の特記事項において、50戸連たんなどの開発許可は、必要最低限の運用となるよう基準の見直しを行うとあるが、50戸連たんの開発制度は、東広島市の場合、今後も必要な制度である。このため、基準の見直しにあたっては、地域活性化、地域将来性を踏まえたものとなるようお願いしたい。	50戸連たんの開発許可は、これまで都市のスプロール化を進行させる要因の一つでもあったことから、今後はスプロール化を抑制し、コンパクト＋ネットワーク型の都市を実現するため、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう、適用区域の限定などを検討してまいります。 ご意見にありますように、東広島市においては緩やかに人口増を続けてきておりますが、今後は横ばいから緩やかな減少に向かうことが予測される中で、東広島市の実情に応じた見直しが重要と考えています。
4 【東広島市都市計画区域】 道路施設について	P49, p93 概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業の表に、(都)吉行小谷線の実施を要望し、同表への掲載を強く望む。 東広島本郷忠海線は線形が悪く幅員も狭隘で歩道もない区間もあるのに、車両等交通量が減少しておらず、安全性の確保を図るためバイパスを果たす(都)吉行小谷線の早期実施を強く望む。	(都)吉行小谷線は、西条と西高屋及び白市の各市街地を連絡する幹線道路の機能強化を図るため、(主)東広島本郷忠海線のバイパスとして、平成9年6月に都市計画決定されました。 (都)吉行小谷線の整備については、今後の財政状況や交通量の状況、他路線の事業の進捗状況を勘案しながら、整備手法や着手時期を検討してまいります。

項目	意見の内容	県の考え方、対応方針
<p>5 【備北圏域】 河川の整備方針及び整備目標について</p>	<p>P42 河川の整備方針及び整備目標の概ね 10 年以内に整備を行う主要な施設に高梁川水系の施策が、記載の無い事を危惧しています。</p> <p>平成 30 年、令和 2 年と立て続けにこの流域で浸水被害が起きています。加えて令和元年に示された一級河川高梁川水系成羽川洪水浸水想定区域図によれば、東城市街地壊滅のシナリオが記されています。想定外への備えが肝要と考えますので、流域住民の安心安全の為、一層の流域住民へのご助力と、特段の御配慮をお願いします。</p>	<p>整備方針については、頻発化・激甚化する豪雨に対するリスクを低減し、安全で快適な都市環境を確保するため、一級河川江の川水系、高梁川水系の各河川において、再度災害防止対策に最優先に取り組み、優先度の高い箇所から、河川改修を計画的に進めることとしており、この整備方針に基づき、現在、国や関係市町等と連携しながら、今後の河川の整備計画である次期「ひろしま川づくり実施計画」の策定に向けた作業を進めているところで</p> <p>高梁川水系成羽川では、計画的に河川改修事業を進めているところですが、平成 30 年 7 月豪雨において家屋浸水被害が発生したことは認識しており、このような浸水実績等を踏まえ、県内における整備優先度を評価し、具体的な整備箇所の設定を行ってまいります。</p>
<p>6 【全圏域】 新しい生活様式について</p>	<p>新型コロナウイルスによる新しい生活様式や三密についての記載があるが、10 年後までのトピックになるものなのか。</p> <p>ワクチンが開発されれば、SARS ウイルスやインフルエンザのように一時的なものになるのではないかと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、感染症リスクに対する人と人との距離を保つ分散の大切さへの気付きをもたらしました。今後は、このような感染症リスクに対し、時間や場所にとらわれない暮らし方や働き方などが求められるため、本県の特徴である都市と自然の近接性を最大限生かした適切な分散と適切な集中を創造する適散・適集な地域づくりを進めていく必要があると考えています。</p>
<p>7 【全圏域】 市街地開発事業について</p>	<p>市街地開発事業によるまちづくりについての記載があるが、人口減少が進むこれからの時代に市街地開発事業をメインに記載する必要があるのか。</p>	<p>人口減少が進む時代においても、市街地開発事業の活用などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、地域活力の再生を図るなど、クリエイティブな人材や産業のさらなる集積により、新たな価値を生み出す独創的なビジネスモデルなどが創出されるイノベーションを通じて、経済成長を促進する必要があるものと考えています。</p> <p>ただし、人口及び産業の将来の見通し等を勘案した上で、新市街地の整備に係る土地区画整理事業については、慎重に検討してまいります。</p>
<p>8 【全圏域】 生産緑地について</p>	<p>災害リスクが高い区域に生産緑地を指定することは生産緑地法の趣旨である「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。」と整合するのか。</p>	<p>災害リスクの高い区域については、住居系用途を目的とした開発・建築行為の制限を検討するとともに、土地利用の特性に配慮しつつ、自然的環境への回帰や緑地としての活用を図るなど、都市的土地利用の縮退の可能性を検討することとしています。</p> <p>このため、災害リスクの高い区域への宅地化を抑制する必要がある場合には、市街化調整区域への編入や地区計画などの必要な土地利用規制の導入、さらに生産緑地の指定なども含めた総合的な観点から、安全・安心な都市づくりに向けて検討する必要があると考えています。</p>